株式会社名古屋証券取引所

元社員による不祥事件の発生について

この度、当取引所内に事務局が置かれている名古屋株式事務研究会(以下「名株研」)の事務を担当していた当取引所の元社員(65歳、2021年4月退職)が、名株研の金銭を着服していた事案が発覚いたしました。

当取引所は、長年にわたり相互に信頼関係を築いてきた名株研において、元社員が不正を行っていたことを重く受け止め、深く反省するとともに、関係各位に多大なるご迷惑をお掛けしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

1. 事案の概要

名株研の事務を担当していた元社員は、2008 年頃から 2021 年 4 月までの間に名株研の運営 資金を管理するための銀行預金から現金を引き出し、生活費等に充当しておりました。

当該預金口座から現金を引き出すためには、名義人である当取引所の上司による銀行届出印の押印が必要であるところ、元社員は印鑑を無断で持ち出して押印し、不正な引出しを繰り返していたものです。

2. 被害の状況

現在までの調査により、元社員の着服により名株研が受けた被害額は、約3,000万円であることが判明しております。名株研及び当取引所は、元社員に対し当該被害額の全額を返済するよう求めており、元社員は着服の事実を認め、返済の意向を示しております。

3. 関係機関への報告等

当取引所は、本事案発覚後に監督官庁への報告を行うとともに、名株研とも連携し、警察に通報いたしました。

4. 今後の対応等

印鑑の施錠管理を徹底するとともに、銀行での振り込みや現金引出しを行う際、上司による 事前承認に加え、処理伝票及び通帳の事後確認も行う運用に変更いたしました。

今後は、本事案の調査結果も踏まえ、再発防止策を検討いたしますとともに、当取引所役職員のコンプライアンス意識のさらなる向上及び内部管理態勢の一層の強化に努めてまいります。

【ご参考】名株研の概要

中部地区に本社を置く上場会社等の株式実務担当者の集まりで、現在の会員数は 219 社。株式に関する法律と実務の調査・研究、会員会社相互の情報交換・交流を行う組織として、1949年に当取引所及び在名各社が発起人となって設立された任意団体。